

◇武藤 威君

○議長（伊藤福章君）9番武藤 威君の一般質問を許可いたします。武藤 威君、登壇願います。

（9番 武藤 威君 登壇）

○9番（武藤 威君）9番武藤です。おはようございます。

けさの新聞、またきのう、おとといと、今年金、年金、年金でどうも新聞、テレビで騒がれておりますけれども、6月になって税金とか年金とか、中には相撲で横綱なったというニュースがこうたくさん流れてきますけれども、いずれにせよ、我々一般市民には大変厳しい6月に入ったなと思われるわけでございます。

きょう三つほどでございますけれども、国保について、また、子育て新税、また、農作業関係、賃金関係のこともですけれども、いずれにせよ、こういういろいろな厳しい情勢の中でこれに我々、役場当局、また議会ともこう立ち会っていかなければいけないという中で、私はこう思うけれども恐らく町の方では何とと思っているかなと、その程度で聞いてみたいなと思って、今回三つ取り上げてきました。

今年金の問題が今盛んにやっておりますけれども、6月に入ってこの定率減税の改悪から税源移譲ということで、この町でもやりくりしていかなければいけないという中でございますけれども、魁新聞、朝日新聞、こう今月に入っているいろいろとって見てみましたけれども、「税源移譲、住民増税」というような大きな見出しなみから始まって、「それに伴い国保の滞納者も出て480万世帯」と、これは魁新聞です。それから、今まで払わなかったけれども、その受診抑制と、保険証をとられたという方でちょっとした病気では行かないという方で、受診が抑制されているというようなニュースがたくさん今聞かれる時代になりました。

そういう中で質問するわけでございますけれども、第一に国保についてでございますけれども、先ほどからいいましたけれども、この6月から三位一体改革によって税源移譲と定率減税の廃止が今月の6月から地方税、我々に大きく影響してくるわけでございますけれども、この住民税増税が国保税や介護保険料の負担増につながるようになってくるわけでございます。今の情勢ですので、収入は変わらないと。あるいは、減りぎみなのに非課税の方が課税になってくると。ですから、払えない人も出てくるという恐れが十分にあるわけでございます。貧困と社会的格差の広がりは大変深刻でございます。とりわけ、国民健康保険の高い保険料と、そして保険料を払えない人から保険証の取り上げ、これはまさに命の格差まで生みだしているとマスコミも深刻な社会問題として今取り上げておるわけでございます。

ところで、一つ目でございますけれども、町でも残念ながら発行せざるを得ないというようなこともあると思いますけれども、この資格証の発行も今ふえておるわけでございます。もちろん、この発

行された方は金がなくて払えないで仕方なく資格証明書を発行されたと。

ですから、せっかく病院に行って金がなくて、今度は10割払わなければ今度は見てもらえないと。そういう中で受診を控えているという声も聞かれるわけでごさいますけれども、こういう傾向が本町であらわれているのかどうか、そのような影響が出ているのかどうかと。何らかの調査をしているのかどうかと。そういう中でどれだけ受診を控えているのか、そのあたりまでわかったら教えていただきたいというのが一つ目でごさいます。

それから、「おまえ、そんなこと言って何となるっけな」というようなこともおしかりの言葉もあると思いますけれども、国保税自体なぜ上限をつくっているのかなと。この上限さえなくなれば、県もこの町もそれなりに財政もそっちの方に回していくのにいいのではないかなと勝手に考えるわけでごさいます。いずれ、税金は本来累進制が原則と私は考えております。やはりお金のある人はあるなりにこう払うべきで、やはりそれ相当に応分に負担すべきものが税金の仕組みではないかなと私は考えておりますけれども、上限を設けていると。「そんなこと言ったって国、県で決まっているもの、しかたないべ」という答えになるかもしれませんけれども、そこあたりは町の首長としてどういうことを考えているものか、聞いてみたいなと思っております。

それから、三つ目の団塊世代の今大量の退職と、この国保の適用者がふえていっていると思いますけれども、この対象となる方、所得ももちろん関係あると思いますし、その水準から考えて、また、そのクラスというのは今何ぼぐらいふえているのか、そのあたり検討しているのかどうかと、そこあたりですけれども。

それから、やはり我々もですけれども、町、この町民みんなですけれども、特に福祉を守るという時点から見た自治体の責務から、今町長の説明でありましたけれども、今回は国保税がある程度たまっているから上げないということのようでごさいますけれども、いずれにせよ、それにしても大変な会計だと私も考えております。やはり町としてもそういう福祉の増進を図るという責務から、やはり県にもどんどんと補助増額ということを申し入れながら、やはり町としてもこの一般会計からそういう金がありましたら繰り入れながら、こうそういうか弱い人たちを助けていくのも一つの手ではないかなと思っております。

それから、この件で最後ですけれども、申請減免でごさいますけれども、県内を見ても、美郷はやっておる方にも見える。あればいいというわけではありませんけれども、わからないでやれないという町村の、ほかの町村の方の声もあるわけでごさいます。やはり金の払えない、病院に行けないという人を考えるとき、やはりその減免申請のPRももっとやっていかなければできないのではないかなと思うわけでごさいます。

それから、次ですけれども、地方交付税から見た子育て税について、「何関係あるっけの」という

ようなこともおっしゃられるかもしれませんが、いずれ皆何から何まで関連ございますので、あえてこう二つの観点から言いたいわけでございますけれども、春に県議選が行われましたけれども、県議選に示された県民の判断はもちろん明確だったなど。県にも簡単に賛成、転換できない。これが世論動向のようだったようでございます。

しかし、ここでそんなこと言って寺田知事におしかりを受けるかもしれませんが、寺田知事は4月の人事で側近でこう固めたと言われております。強行の構えのようでございます。増税のビジョンを示しながら、全県9カ所でフォーラムと。県職員や市町村職員を動員しましたけれども、やはりその場でも反対論が大勢を示した、示され得たわけでございます。しかしながら、4,000人のアンケートを実行しまして、9月議会ではぜひともビジョンを通す構えのように思われてならないわけでございます。これずっと前から寺田知事がいろいろな公、また、ふだんの場でも言いましたけれども、恐らく3割削減になるのではないかと。これを前提した財源計画を持たなければできない。これを言う自体、私は無理難題、どこにもその根拠は私はないと思うわけでございます。第一、そんなに削減されたら、この美郷町初め、多くの自治体が自治体としての役割を維持できなくなるのではないかなと、私は考え、やはりそうした中では地方自治体制度が崩壊してしまうのではないかな。やはり、昔から地方自治体制度、また交付税制度を無視した、いわゆる地方自立論、やはり地方のことは地方でと。だから、新たな税金をとって子育ては充実させるなどということは、やはり現状を無視した暴論ではないかなと、私は勝手に自分でそう思っております。

やはり、この県、町、多くのこの町村では、こうした地方税など何らかの税制上の是正措置がなければ、標準的なサービス提供できるはずもないというのはだれだって考えておると思いますし、サービス提供もできるはずもないし、地方自治体として存続できるわけではないと私は勝手にそういうように考えておりますけれども、町長は町長として大変厳しい情勢の中、こういう中で何とか何とかクリアしていきたいと頑張っておられる姿は見えるわけでございますけれども、あえて言葉でお聞きしたいわけでございます。

最後に、農業委員会の事務局長、きょう不幸でおられないということでございますけれども、私は蒔野農業委員会会長さんにお聞きするわけでございます。実は私もこの前に蒔野さん初め、ずっと長らく農業委員会会員としていさせていただき、面倒ないろいろなこの農作業賃金等ではいろいろと相談初め、話し合ってきたうちの一人でございます。あえてお聞きするのも何ですけれども、ただ、行政がやはり先ほどの税源関係と同じように、農業もいろいろと今変わってきておるわけでございます。そういう中で、果たしてこのままでずっとやってきた形でいいものかどうかと。今はこれでもくても、どういうことを考えていかなければいけないのか、お互いに私も農家の一人として、また、昔農業委員やっていた一人として、また、現会長さんとしてもそういうことをいろいろ考えておると

思いますので、そこらあたりをお聞きしたいということでお聞きするわけでございます。ですから、ざっと答えてくだされば結構でございます。

いわゆる、農作業賃金・料金、いわゆる標準額、この目安がことしも出してくれました。これを決める場合、やはり農機具の馬力はメーカーは何馬力で、例えば何条植えて何条刈りでその性能と、さらには、近隣市町村とのつり合いと、それから、JA、カントリー、ライスセンターなど、いろいろな角度、分野から見ながら、検討に検討を加えながら、悩みながら今も決められていると考えますけれども、しかし、長年続く減反政策、さらには米は下がる一方、低米価と。さらには、株式会社の農地参入など今新聞にこう書かれてきて、我々農家はびくびく、びくびくしている状況のもとで、このままでこの形での米づくりが容易でないという観点ももちろんありますし、そういう中で今進められております集落営農組織が今進められておるわけで、やはりこれからはその集落営農、その他の影響もいろいろ出てくると思いますので、これを決めるに当たってどのような手順で決められたのか、そういうことも考えた上か、この後はどういうことが予想されるのか。質問要旨でそこまでなかったと言えそれまでですけれども、わかる範囲内で話をぜひとも聞きたいものだなと思って質問いたします。以上でございます。お願いします。

○議長（伊藤福章君）答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君）武藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険についてですが、国民健康保険制度は、議員ご存じのとおり被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会保険制度で、その財源となる保険税の収納確保は、制度を維持していく上で、また、被保険者間の負担の公平を図るという観点からも極めて重要な課題であることにまずはご理解をお願いいたします。

さて、議員ご質問の資格証明書についてですが、この制度は、平成12年の国民健康保険法改正の際保健所に義務づけられたもので、保険税納付に応じない滞納者に対し被保険者証の返還を求め、返還と引きかえに、または被保険者証の期限切れをもって資格証明書を交付するものです。しかし、その適用は滞納者一律適用ではなく、老人保健法の規定により医療を受けることができる被保険者や公費負担医療を受けることができる被保険者がいるときは、その交付対象から除外されることになっております。

町としては、資格証明書の交付という事態に至らないよう、これまで再三にわたる督促や納付指導の機会を設けてきておりますが、残念ながら交付せざるを得ない方々もいらっしゃいます。そうした方々に対しても引き続き納付に向けた取り組み等に努めておりますが、その際議員ご指摘の受診を控えている旨の声は実務担当者でも直接あるいは間接的にも伺っておりません。直接的な調査はしてお

りませんが、町においてはご質問のような影響は出ていないものと考えております。

次に、国保税の上限についてですが、国民健康保険税の課税額は被保険者の所得等に基づきその世帯ごとに算定されますが、国民健康保険税は社会保険料としての性格を有するため、給付に対し負担が過度に高くなるよう政令で定める金額、つまり課税上限額を超えることができない旨、地方税法で定めております。また、医療分、介護分のそれぞれの課税限度額は地方税法施行令で規定されております。厚生労働省では毎年度試算を行い、限度額の適用を受ける世帯数が全世帯の5%を超えないよう見直しの要否を判定しており、今回の医療分の上限額見直しはそのルールのもとで改正されたものです。いずれ国の制度に基づく上限額の設定でありますので、上限額を求めること自体に対して私の立場では答弁できかねますので、ご理解をお願いいたします。

次に、団塊世代の退職の所得水準と人数についてですが、町の退職被保険者数は増加傾向にあり、平成16年度平均では861人でした。平成17年度平均では923人、平成18年度平均では978人の見込みとなっており、60人ほどずつ増加しております。平成19年度におきましても退職被保険者数は増加するものと予想しているところです。しかし、退職された方々の健康保険制度の適用につきましては、個々の事情により社会保険等の任意継続や扶養など選択制があり、必ずしも国民健康保険に加入されるわけではありません。そのため、今後の国民健康保険への加入者及びその所得水準の数値等を把握することは困難であることにご理解をお願いいたします。

次に、県補助の増額と一般会計からの繰り入れについてですが、現在一般会計からの繰り入れは、事務費や出産育児一時金、基盤安定負担金、財政安定化支援事業及び必要と認められている保健事業の経費が法律等で認められております。その範囲の中で町としても毎年度一般会計から繰り入れを行っており、19年度においては1億4,900万円を一般会計から繰り出すこととしております。国民健康保険制度は受益と負担の公平の原則に基づいており、ほかの医療保険制度の被保険者にかかわりが生ずる負担は求められないものと考えられる旨、県の考え方が示されておりますので、県の一般会計からの補助も新たな観点での町の一般会計からの繰り入れも現在の制度運営の中では難しいものと認識しております。

次に、申請減免のPRについてですが、国民健康保険税の減免制度や分割納付につきましては、災害や盗難等著しい損失を受けたなど特別な事情がある場合に適用になる旨、これまでも町広報に掲載してきておりますが、さらに納税相談等の際にもお知らせしているところです。また、議員もご存じのとおり、低所得の方々にはこれまでも7割、5割、2割の軽減規定を適用してきております。今年度も町広報7月号あるいは8月号でこれら制度の周知を図りたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

次に、地方交付税から見た子育て税についてですが、現在県では子育て支援及び教育の充実を記し

た子育て支援と教育充実を推進する将来ビジョン案を策定し、その財源として県民税に上乗せして県民に新たな負担をお願いする、いわゆる「子育て税」を検討していることは皆さんご存じのところですが、現在県では私ども自治体を初め、議員もご指摘のとおり県民からも広く意見を伺っているようですが、子育て支援及び教育充実の施策と新たな課税の是非は、子育てや教育の分野で目指す姿に現在何が不足し、将来何を充実させることが必要なのかを議論し、その上で新たな負担の意義を整理していくことが大切なことではないかと私は考えております。そうした考えを下地にして、現在県が提示しているビジョン案並びに施策メニューを見渡してみますと、さまざまな見方があるところですので、今後さらに内容等について慎重に議論していくことが必要ではないかと考えております。

いずれ、こうした検討の背景の一つに、議員ご指摘のとおり地方財政の状況があるものと私も認識しております。その地方財政の根幹となる地方交付税についてですが、議員もご承知のとおり、三位一体改革により非常に厳しい状況になってきており、美郷町においても平成18年度は17年度より約3.3%、1億7,600万円が減額交付となっております。地方交付税の歳入に占める割合を見ても、平成17年度が41.2%であるのに対し、平成18年度は3%増の44.2%と大きな割合を占めております。自主財源の少ない私ども美郷町においては地方交付税に頼らなければならない財政状況にあり、この削減は行政運営に多大な影響を及ぼすこととなります。

平成19年度においても、国の地方財政対策によりまして地方交付税は18年度より4.4%の減額となっているほか、既に発表されている「骨太の方針2006」にも今後5年間の歳出削減計画が盛り込まれており、計画どおり進みますと議員ご指摘のとおり町としましても今後の行政サービスを現状のまま維持することは困難ではないかと考えております。そのため、現在町ではこうした流れを見据えながら、各般の施策等について見直し作業に着手しておりますが、こうした内部での対応策と合わせ、一方では県町村会や地元国会議員等を通じて地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保するよう、国に要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上をもって答弁を終わります。

○議長（伊藤福章君） 農業委員会会長、登壇願います。

（農業委員会会長 蒔野賢之輔君 登壇）

○農業委員会会長（蒔野賢之輔君） 武藤議員の質問にお答えをいたします。

農業委員会では農作業賃金・料金の決定に当たっては、町村合併後は毎年4月の総会、今年は4月10日の総会において協議案件として協議し、農作業賃金・料金を昨年と同額として決定いたしております。賃金・料金の決定に当たっては、議員のご指摘のとおり次の点を留意しながら決定しております。

一つ目として、美郷町農業委員会では標準小作料算定と同様に考えまして、美郷町農業の平均の基

礎として水田耕地面積は243アール、トラクターは25馬力、田植機は乗用6条植え、そしてコンバインは3条刈りグレンタンク使用を標準としております。

二つ目として、近隣市町村との近年の農作業賃金・料金を参酌しながら、均衡が保たれることに留意をいたしております。

三つ目として、JAの営農センター及び関係機関との連携を図っております。

以上の3点を留意しながら緩やかに調整し決定しております。なお、集落営農の推進に当たっては、美郷町農業委員会でも町、関係機関と連携を密にしながら、農業委員は地域における世話役であることを再確認、認識し、相談活動を今まで以上に強化し、その育成推進をいたし、何せ集団管理による低コストということが一番大きくなるかと思えます。そして、生産性向上を図ることに努めまして、元気で力強い美郷町農業の実現のために頑張る所存でございます。今後ともよろしくご指導をお願い申し上げます。

○議長（伊藤福章君）9番武藤 威君。時間ですが、再質問ありますか。

○9番（武藤 威君）議長が許せばすぐ終わりますので。

○議長（伊藤福章君）はい。1点だけお願いします。

○9番（武藤 威君）1点だけ。

一つ目の国保についてでございますけれども、私は払うことができないから払わない人を問題視しているわけではないと。保険料を払えない人を何とするかと。やはりその影響、実態を把握しておかなければできないのではないかと。例えば、かぜを引いて思ったら買い薬、熱冷まし飲んでおったら肺炎になってしまったとか、高血圧をそれこそ買い薬で医者に行かないで脳溢血になってしまったとか、腹痛を我慢していたらそれこそただのどんぶく、赤玉飲んでいたら盲腸になったとか、そういう問題もこう出てくる可能性も十分にあるわけでございますので、やはり何らかの調査も必要ではないかなと。

それ一つと、それから、二つ目ですけれども、国保自体の性格が私が議員になったあたりは農業やっておるとか自営業者とか、そういう人たちが国保だったけれども、今生活、例えば仕事なくなったと。特定の何と言うか、不安定雇用の労働者とか、それから低所得者中心の保険にこう変わってきて、やはりだんだんに払えなくなっている中で、やはりこの長年ずっと見てみますと、やはり議員として、町としてみれば国庫負担率は一方でどんどんと下げられてきた。結果、保険料がこう高くなってしまったというのが現状ですので、そういう中で町長もやりくり、町としてのやりくり難しいと思っておりますけれども、お互いに考えていかなければいけない問題だなと思っております。

それから、もう一つですけれども、やはりさっきから選挙、選挙と言われましたけれども、ほとんど県議選のとき「子育て税に私賛成します」と言った方はなかなかおりませんけれども、2月8日の県

議の2007年度の一般会計予算が採決されたわけでございますけれども、そのときはやはり子育て支援税を推進するための案件も出たけれども、だれも言わないでこう賛成してしまったと。本当に情けない1票を投じたなど。私は別の人に投じましたけれども。

それから、農作業のあり方ですけれども、蒔野会長さんも「均衡とれた」と言われますけれども、例えば同じあきたこまちの値段が世間全般で幾らも変わらないで、県北でも中央でも県南でも、しかしながら、例えば農地の出し手、借り手、例えば秋田市周辺では「何とかおれの田やってください。ただでいいですよ」と、盆と暮れに酒とビール届けると、そういう状況のもとで、南秋の方に行けばもっと安いと。同じ美郷町でも、例えば仙南と横手の境、田一反歩違って格段の差があると。やりくり大変だと。やはり最後をお願いしておきますけれども、蒔野会長もベテラン会長になっておられますと聞いておりますので、やはり県の方にもそこあたりを掛け合っていただきたい。そのことをお願いして終わりいたします。

以上です。

○議長（伊藤福章君）これで9番武藤 威君の一般質問を終わります。